

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人七光保育所（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の1項及び2項に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 非常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬年額は、別記1「非常勤役員の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 5 個々の評議員及び評議員選任解任委員の報酬は、別記2「評議員及び評議員選任解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等は、年額を一括してその年度の12月中に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年7月23日（評議員会議決日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別記1

非常勤役員の報酬 年50,000円

別記2

評議員及び評議員選任解任委員の報酬 年20,000円